

保育の需要量見込みと定員確保の取組みについて

1 保育の需要量見込みと確保量の推計について

- (1) 区では、令和7年（2025年）3月に策定した「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」に内包する子ども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」という。）にて令和11年度（2029年度）までの教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容を定めている。
- (2) 保育の需要量見込みの推計は、将来人口の推移×人口に占める保育の利用を希望する子どもの割合（以下、「利用意向率」という。）にて、地域ごとに需要量を算出している。
- (3) 教育・保育施設の定員の合計である確保量は、現状の定員から新規の保育施設の整備や区立保育園の再整備等による定員の増減を反映して算出している。
- (4) 支援事業計画では、「計画期間中に保育の需要量が見込みより増加することが判明した場合は、更なる定員の確保策に取り組む。」としている。
- (5) 令和7年4月入園における保育待機児童が生じた状況を分析したところ、支援事業計画策定時に推計した人口及び利用意向率との乖離が生じていたことが判明したことから、令和7年7月に需要量を再推計するとともに確保の内容を最新の情報に更新した。

保育の需要量と確保量の見込み（令和7年7月再推計）

世田谷地域	需要量				確保量（定員）				確保量－需要量			
	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11
0歳	532	536	541	548	575	575	575	562	43	39	34	14
1歳	1,025	1,049	1,057	1,069	1,055	1,052	1,052	1,039	30	3	△5	△30
2歳	1,066	1,046	1,070	1,078	1,125	1,125	1,120	1,113	59	79	50	35
2号 保育	2,718	2,688	2,662	2,676	3,009	3,002	2,994	2,980	291	314	332	304
合計	5,341	5,319	5,330	5,371	5,764	5,754	5,741	5,694	423	435	411	323

北沢地域	需要量				確保量（定員）				確保量－需要量			
	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11
0歳	281	288	296	304	295	295	295	295	14	7	△1	△9
1歳	560	573	574	577	584	578	578	578	24	5	4	1
2歳	579	572	584	585	639	616	616	616	60	44	32	31
2号 保育	1,583	1,566	1,551	1,566	1,792	1,792	1,792	1,792	209	226	241	226
合計	3,003	2,999	3,005	3,032	3,310	3,281	3,281	3,281	307	282	276	249

玉川地域	需要量				確保量（定員）				確保量－需要量			
	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11
0歳	404	412	421	430	494	497	489	489	90	85	68	59
1歳	956	981	998	1,013	959	966	961	955	3	△ 15	△ 37	△ 58
2歳	922	975	1,001	1,017	1,018	1,020	1,014	1,014	96	45	13	△ 3
2号 保育	2,536	2,562	2,521	2,578	2,771	2,760	2,744	2,744	235	198	223	166
合計	4,818	4,930	4,941	5,038	5,242	5,243	5,208	5,202	424	313	267	164

砧地域	需要量				確保量（定員）				確保量－需要量			
	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11
0歳	324	340	355	372	350	343	343	343	26	3	△ 12	△ 29
1歳	715	709	713	716	706	706	706	706	△ 9	△ 3	△ 7	△ 10
2歳	745	730	723	727	743	734	734	734	△ 2	4	11	7
2号 保育	1,934	1,929	1,888	1,899	2,122	2,122	2,105	2,088	188	193	217	189
合計	3,718	3,708	3,679	3,714	3,921	3,905	3,888	3,871	203	197	209	157

烏山地域	需要量				確保量（定員）				確保量－需要量			
	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11
0歳	241	239	238	237	247	247	247	247	6	8	9	10
1歳	539	528	533	538	527	527	527	527	△ 12	△ 1	△ 6	△ 11
2歳	514	550	538	543	556	546	546	546	42	△ 4	8	3
2号 保育	1,434	1,396	1,360	1,349	1,544	1,544	1,531	1,517	110	148	171	168
合計	2,728	2,713	2,669	2,667	2,874	2,864	2,851	2,837	146	151	182	170

合計	需要量				確保量（定員）				確保量－需要量			
	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11
0歳	1,782	1,815	1,851	1,891	1,961	1,957	1,949	1,936	179	142	98	45
1歳	3,795	3,840	3,875	3,913	3,831	3,829	3,824	3,805	36	△ 11	△ 51	△ 108
2歳	3,826	3,873	3,916	3,950	4,081	4,041	4,030	4,023	255	168	114	73
2号 保育	10,205	10,141	9,982	10,068	11,238	11,220	11,166	11,121	1033	1079	1184	1053
合計	19,608	19,669	19,624	19,822	21,111	21,047	20,969	20,885	1,503	1,378	1,345	1,063

## 2 今後の保育の定員確保の方針

令和7年7月に定めた今後の保育の定員確保の方針では、これまでの推計では把握できない育児休業給付金の支給対象期間延長手続きのような制度変更や令和7年9月より開始する保育料第一子無償化などの政策動向による需要量の増加にも対応するため、近年待機児童が生じている1・2歳児については「支援事業計画」中に需要量を一定程度上回る定員確保を目標に対策に取り組むとして次の目標を定めた。

### (1) 目標（1・2歳児）

令和11年4月時点において、今回再推計した各地域の需要量見込みより3%以上多い保育の定員を確保する。

#### 【設定理由】

令和7年4月入園の実績や、令和元年10月に行った保育料無償化の影響を踏まえるとともに、令和12年度以降の1・2歳児の人口増加も見据え、既存保育施設の定員を確保した上で、3%以上の定員を確保する。

なお、想定より需要量が下回る場合は、定員弾力化の解消や令和8年度から実

施することも誰でも通園制度への定員活用を見込んでいるが、需要量が大幅に減少する状況が生じた場合は目標数値の見直しなどの柔軟な対応を図る。

(2) 必要な確保量

1 歳児	計画上の 令和11年需要量 A	需要量の 3%増加後 B = A × 1.03	計画上の 令和11年確保量 C	必要な確保量 D = B - C
世田谷	1,069	1,101	1,039	62
北沢	577	594	578	16
玉川	1,013	1,043	955	88
砧	716	737	706	31
烏山	538	554	527	27
合計	3,913	4,029	3,805	224

2 歳児	計画上の 令和11年需要量 A	需要量の 3%増加後 B = A × 1.03	計画上の 令和11年確保量 C	必要な確保量 D = B - C
世田谷	1,078	1,110	1,113	△ 3
北沢	585	603	616	△ 13
玉川	1,017	1,048	1,014	34
砧	727	749	734	15
烏山	543	559	546	13
合計	3,950	4,069	4,023	46

0歳児の定員については、1歳児の定員を増加することにより、1歳児の入園まで育児休業を延長する保護者も想定されるが、現在も年度途中において入園できない状況も発生していることから、1・2歳児の保育施設の整備に合わせて定員確保が可能な施設は整備を進める。

3歳児以降の定員については、保育の必要性がある児童の中でも幼児期の学校教育の希望が強い方が一定数存在することから、幼稚園を含めた既存の保育施設での定員確保を原則とする。

(3) 令和8年4月入園の申し込み状況を踏まえた定員確保の前倒し(令和8年1月)

令和8年4月(一次)入園の申込者数が過去最大の6,741人と大幅に増加し、特に1歳児と0歳児の申込者数の増加が大きくなっている状況を踏まえ、令和8年1月に、令和7年7月に決定した定員確保の取組みについて、前倒しで進めていくことを決定した。

3 保育の定員確保の取組み(新規保育施設の整備)(令和8年1月)

(1) 令和9年4月開設の新規保育施設の整備

① 整備する施設 私立認可保育園

② 整備数 10施設(玉川地域、砧地域、烏山地域を中心に整備する)

③ 定員の確保量

- ・各施設1歳児10人、2歳児10人を基本に各事業者の提案を踏まえて定員を決定するが、合計で1歳児100人以上の定員確保を目指す。

- ・0歳児の入園申込者数が増加していることから、可能な施設は0歳児の定員の確保を図る。

#### ④ 施設整備の公募状況を踏まえた対応

令和9年4月開設に向けて10施設の整備を進めるためには、多くの提案を受けなければならないことから、3歳児以降の定員は既存の保育施設での確保を原則としつつ、周辺の保育施設の3歳児以降の空き状況や幼稚園の預かり保育の状況等を考慮し、他の施設への影響が少ない場合は、最小限の定員で5歳までの定員を確保した施設の整備も含めて柔軟に対応していく。

なお、烏山地域においては、3歳児の保育施設の入園が厳しい状況にあることから3歳児以降の定員を増やした施設の整備も検討する。

#### (2) 令和10年4月開設の新規保育施設の整備

令和9年4月開設の新規保育施設の整備と同規模の定員確保を目指し、整備のための準備を進める。

#### (3) 令和11年4月以降の新規保育施設の整備

令和9年4月開設、令和10年4月開設の新規保育施設の整備の状況、既存保育施設の定員の状況、入園申し込み・人口の動向等を踏まえ、整備数等は今後決定する。

### 4 保育の定員確保の取組み（既存保育施設の定員確保）

区では、新規保育施設の整備とともに、既存保育施設における定員を確保するための取組みを進めている。

#### (1) 私立保育園等の欠員に対する運営費補助

私立保育園等では、単価が高い0歳児の欠員の影響が園の経営に影響を及ぼすことになることから、令和7年度より欠員が発生した場合に、欠員数に応じた補助を実施している。

#### (2) 1歳児等受け入れ事業

区が保育の確保量の不足が見込まれると判断し、定員の確保の要請等を行った保育施設等に対して、当該保育施設等で確保した1・2歳児の定員のうち、児童の入所に至らず空き定員となった場合、その児童数分の補助を令和8年度より実施している。また、令和9年4月の定員確保のための準備経費の補助を開始した。

#### (3) 定期利用保育の実施

入園が待機となった1～3歳児を1年間限定（進級保障なし）で受け入れる定期利用保育を実施している。